

自己資本調達手段に関する契約内容の概要および詳細（平成25年9月30日現在）

（平成19年金融庁告示第15号、別紙様式第三号）

【期限付劣後ローン】

1	発行者	株式会社滋賀銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	国内法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier 2 資本に係る基礎項目の額
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社滋賀銀行
7	銘柄、名称又は種類	期限付劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	36,000百万円
	単体自己資本比率	36,000百万円
9	額面総額	40,000百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	①平成20年12月30日 ②平成21年 3月31日 ③平成21年 3月31日 ④平成24年 3月28日 ⑤平成24年 3月28日 ⑥平成24年 3月28日 ⑦平成24年 3月28日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	①平成31年 1月 7日 ②平成31年 4月 1日 ③平成31年 4月 1日 ④平成37年 1月 6日 ⑤平成37年 1月 6日 ⑥平成37年 4月 1日 ⑦平成37年 4月 1日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	①平成26年1月6日に限り、全額 ②平成26年4月1日に限り、全額または一部 ③平成26年4月1日以降の最初の利息支払日、全額 ④平成32年1月6日に限り、全額または一部 ⑤平成32年1月6日に限り、全額 ⑥平成32年4月1日以降の最初の利息支払日、全額 ⑦平成32年4月1日以降の最初の利息支払日、全額または一部 （注1）
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	なし

16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	①なし ②なし ③平成26年4月1日以降の各利息支払日、全額 ④なし ⑤なし ⑥平成32年4月1日以降の各利息支払日、全額 ⑦平成32年4月1日以降の各利息支払日、全額または一部 (注1)
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	①変動 ②変動 ③固定から変動 ④固定 ⑤固定 ⑥固定から変動 ⑦固定
18	配当率又は利率	2.132% (注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	①②③あり ④⑤⑥⑦なし
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項なし

(契約内容の詳細)

(注1) 金融庁の事前承認が得られた場合に、書面による事前通知をもって償還可能。

(注2) 加重平均により算出。